

金属・非金属・石灰石・亜炭鉱山に係る検査又は調査の結果(平成30年度)

関東東北産業保安監督部

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
5月22日	三輪	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、災害発生に係る原因及び法令の遵守状況等について、特別検査を行った。	なし。 適	
5月30日	旧 栃原	金・銀	廃止	鉱業権消滅後5年以内の廃止鉱山に対し、鉱山保安法第39条第1項の命令を発動するか否かを判断するための調査を行った。	不適	放置坑口の閉塞について指導した。
6月19日～20日	御座入	長石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、リスクが高いと認められる施設(粉じん発生施設)の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	1. 保安業務の実施(鉱業上使用する機械・器具の安全な使用方法)について指導した。 2. 保安統括者代理者の選任について指導した。 3. 特定施設(砕鉱場)の届出について指導した。
6月22日	旧 国峯長谷	滑石他	廃止	鉱業権消滅後5年以内の廃止鉱山に対し、鉱山保安法第39条第1項の命令を発動するか否かを判断するための調査を行った。	なし。 適	
6月25日～27日	日笠	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	保安業務の実施(鉱山道路の転落防止設備の適切な設置)について指導した。
6月28日～29日	渡辺古越路	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、リスクが高いと認められる施設(粉じん発生施設・集積場)の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	特定施設(選鉱場)の粉じん飛散防止施設及び使用前検査について指導した。
7月19日～20日	石の倉	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、リスクが高いと認められる施設(集積場)の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	保安規程の遵守(マニュアルの整備)について指導した。
7月24日～25日	足尾	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	なし。 適	
7月24日～25日	新足尾	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	なし。 適	
7月26日～27日	鍋山	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、リスクが高いと認められる施設(集積場)の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	巡視記録の確認について指導した。
7月26日～27日	新鍋山	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、リスクが高いと認められる施設(集積場)の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	1. 作業監督者の届出について指導した。 2. 保安規程の遵守(点検箇所)及び巡視記録の確認について指導した。
8月1日～2日	白谷	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 保安業務の実施(現況調査)について指導した。 2. 作業監督者の選任について指導した。
8月1日～2日	高岡	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	保安業務の実施(採掘箇所の崩落危険防止)について指導した。
8月29日～30日	古里	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	災害報告について指導した。
8月30日～31日	青木白岩	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、リスクが高いと認められる施設(粉じん発生施設)の保守管理状況等について立入検査を行った。	なし。 適	
9月6日	旧 栗谷	ろう石	廃止	鉱業権消滅後5年以内の廃止鉱山に対し、鉱山保安法第39条第1項の命令を発動するか否かを判断するための調査を行った。	なし。 適	
9月7日	旧 大貫	ろう石	廃止	鉱業権消滅後5年以内の廃止鉱山に対し、鉱山保安法第39条第1項の命令を発動するか否かを判断するための調査を行った。	不適	保安業務の実施(場内水の取り扱い)について指導した。

金属・非金属・石灰石・亜炭鉱山に係る検査又は調査の結果(平成30年度)

関東東北産業保安監督部

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
9月14日	吾野	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、災害発生に係る原因及び法令の遵守状況等について、特別検査を行った。	適	なし。
9月26日～28日	武甲	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	なし。
10月1日～2日	足利	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、リスクが高いと認められる施設(粉じん発生施設)の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	特定施設(粉じん発生施設)の届出について指導した。
10月22日～24日	唐沢	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	なし。
10月29日～30日	日笠	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、リスクが高いと認められる施設(粉じん発生施設)の保守管理状況等について立入検査を行った。	適	なし。
11月14日～16日	寒水	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	なし。
11月14日～16日	常陸富士山	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	保安業務の実施(墜落防止設備、車両系鉱山機械の点検)について指導した。
11月21日～22日	足尾	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、リスクが高いと認められる施設(集積場)の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	保安業務の実施(集積場の場外及び場内排水路の整備)について指導した。
11月28日～30日	太平田	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	なし。
11月29日～30日	赤津石灰	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	保安業務の実施(自動車、車両系鉱山機械の点検)について指導した。
12月3日～4日	山野井	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	作業監督者の解任届について指導した。
12月4日～5日	御堂	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、災害発生に係る原因及び法令の遵守状況等について、特別検査を行った。	不適	保安業務の実施(鉱山道路の転落防止設備の適切な設置等)について指導した。
12月10日～11日	村樫	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、リスクが高いと認められる施設(粉じん発生施設、騒音発生施設、振動発生施設)の保守管理状況等について立入検査を行った。	適	なし。

金属・非金属・石灰石・亜炭鉱山に係る検査又は調査の結果(平成30年度)

関東東北産業保安監督部

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
12月18日	羽鶴	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、災害発生に係る原因及び法令の遵守状況等について立入検査を行った。	不適	原因究明と対策検討について指導した。
12月25日	吾野	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、災害後の改善状況等について立入検査を行った。	適	なし。
1月22日～23日	三好	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、鉱山からの鉱煙が基準に適合しているか、保安の状況等について立入検査を行った。	不適	作業監督者の解任届について指導した。
1月24日～25日	昭和関白	耐火粘土	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 作業監督者の解任届について指導した。 2. 火薬類の取扱いについて鉱業権者がb4d@講ずべき措置について指導した。
1月28日	古里	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、災害後の改善状況等について立入検査を行った。	適	なし。
1月31日～2月1日	水木	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、リスクが高いと認められる施設(粉じん作業場及び粉じん発生施設)の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	1. 保安業務の実施(鉱山道路の逸走防止設備)について指導した。 2. 粉じん作業従事者に対する教育について指導した。 3. 保安業務の実施(粉じん作業場における粉じん濃度)について指導した。
1月31日～2月1日	水川	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排煙が基準に適合しているか、保安の状況等について立入検査を行った。	適	なし。
2月12日～2月13日	栃窪	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの騒音及び振動が基準に適合しているか、保安の状況等について立入検査を行った。	不適	騒音の規制基準超過について指導した。
2月13日～2月14日	伊豆けい石	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 保安統括者代理者の選任について指導した。 2. 粉じん作業従事者に対する教育について指導した。
2月18日～2月20日	宇根	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	保安業務の実施(粉じん作業場における粉じん濃度測定)について指導した。
2月22日	羽鶴	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排煙が基準に適合しているか、保安の状況等について立入検査を行った。	適	なし。
2月25日～2月26日	新日瓢	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	保安業務の実施(火薬類受渡場所の警標)について指導した。
2月25日～2月26日	日瓢	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	保安業務の実施(火薬類受渡場所の警標)について指導した。

金属・非金属・石灰石・亜炭鉱山に係る検査又は調査の結果(平成30年度)

関東東北産業保安監督部

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
3月7日～8日	玉の内	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 保安業務の実施(火薬類受渡場所の設置)について指導した。 2. 作業監督者の選任等について指導した。
3月14日～15日	栃窪	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	なし。
3月19日	日窪	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、災害発生に係る原因及び法令の遵守状況等について、特別検査を行った。	適	なし。
3月19日～20日	葛和田	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 保安規程の変更届について指導した。 2. 作業監督者の選任等について指導した。

稼行: 鉱業法に基づき鉱業が行われているもの。
 休止: 鉱業法に基づき事業休止認可を受けたもの。
 廃止: 鉱業法に基づき鉱業権が廃止されたもの。

注2: 結果の区分は、次のとおり。
 不適: 鉱山保安法令に不適合等である事項が認められた検査等の結果。
 適: 「不適」以外の検査等の結果。